

行政不服審査制度検討会（第11回）議事要旨

1 日時 平成19年4月25日（水）9時30分～12時

2 場所 九段合同庁舎8階 第2会議室

3 出席者

（参集者）小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、高橋滋先生、中川正晴先生、
雛形要松先生、藤村誠先生、山本隆司先生、和久井孝太郎先生
（座長、座長代理以外は五十音順）

（説明者）別添の議事次第参照

（総務省）宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・
制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・
制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

- （1）開会
- （2）国土交通省ヒアリング
- （3）総務省ヒアリング
- （4）法務省ヒアリング
- （5）環境省ヒアリング
- （6）閉会

5 会議概要

（1）国土交通省ヒアリング

国土交通省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

- 市町村長の処分に関して知事に対する審査請求のように、処分庁でも上級庁でもない者が審理を行う場合に、審理担当官による審理や、第三者機関の関与についてどのように考えるか。
- 裁定的関与に係るものは市町村で審理すべきということか。

（2）総務省ヒアリング

総務省からの説明後、参集者から以下のような意見が出された。

- 審理担当官に期待されるのは、専門性ということもあるが、双方の主張を公平・中立に聞き、行政庁としてあるべき行政運営の実現ために、総合調整的、二枚腰的な見地から審理手続の管理、進行を行うことにある。

る。専門性のレベルが落ちるといふ懸念は、審理担当官にどういふ人を得るか、どれだけ有用なポストと位置付けるかによりカバーされるのではないか。

- 審理担当官には、原局の見地で専門性を判断することを求められるのではなく、原処分の違法性・不当性に關連した不服に対する判断を求められている。つまり、審理担当官に求められる専門性は、最先端のものではなく、省全体の運営という点から、広い意味での知識や知恵を使って運営の向上を図ることが期待されている。
- 審理担当官に求められる専門性の必要性については、社会的にうまく説明ができることが必要ではないか。

(3) 法務省ヒアリング

法務省からの説明後、参集者から以下のような意見が出された。

- 適用除外に關して、法制定時の趣旨については理解する。行政手続について事前事後の一貫した手続とするという考えの下、行政手続法、行政不服審査のいずれにもおいても適用除外となっている分野がある。こうした分野についても最低限の手続保障は必要ではないか。
- 行政手続法 13 条 2 項各号に該当するものも第三者機関に対する諮問案件にするかという点については、確かに同項には様々なものがあるが、諮問対象とすべきものもあるのではないか。

(4) 環境省ヒアリング

環境省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

- 石綿法において、他の健康被害救済と異なり、異議申立てを経ることなく、直接、審査会に審査請求する仕組みとなっている趣旨は何か。
- 異議申立ての効用と言う点で、公健法における異議申立ては、原処分における資料の不十分さを原因とする単なる原処分のやり直しに過ぎず、法が予定するところの、十分準備した上での処分についてその在り方を審理するという本来的な異議申立てとは異なるのではないか。

(5) 第 12 回検討会は 5 月 9 日 (水) 16 時から 19 時、第 13 回検討会は 5 月 10 日 (木) 10 時から 12 時に開催する予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省行政管理局行政手続・制度調査室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。